

令和2年長審第14号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1
職 名 A甲板員
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和2年1月18日03時30分

長崎県黄島南西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 12トン

登録長 14.93メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 426キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前部に操舵室，同室後方に船員室を有し，操舵室前部中央に舵輪，その右舷側に機関計器盤及び機関操縦レバー，左舷側に魚群探知機2台をそれぞれ備え，舵輪前方の棚に右舷側から順にレーダー，GPSプロッター，舵角指示器，磁気コンパス及びソナー2台を装備し，中型巻き網漁業に灯船として従事するFRP製漁船で，船長a2及びa1受審人が2人で乗り組み，操業の目的で，船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって，令和2年1月17日15時50分長崎県新奈留漁港を発し，黄島南西方沖合の漁場で17時20分から操業を行い，翌18日03時10分操業を終え，03時20分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで，Aが所属する船団の巻き網漁は，通常，月夜間やしけの日を除いて，新奈留漁港を午後に出港し，日没頃に漁場に到着して魚群探索後，1回ないし3回投網して操業を行い，同漁港に戻るもので，a2船長が操業時に，a1受審人が往復航時にそれぞれ操船を行っていた。

また，a1受審人は，黄島南西方沖合の長崎県美漁島及び同島西方沖合の浅所の存在並びにGPSプロッターを拡大表示にすれば同浅所が表示されることをそれぞれ知っていたものの，平素，黄島南西方沖合で操業後，発進前にGPSプロッターで，操業終了地点から立島西方沖合に直行する針路を確認し，美漁島西方沖合の浅所との位置関係を確認することなく帰航していた。

a1受審人は，a2船長が操舵室後部の寝台で休息する中，舵輪後方に置いた椅子に腰を掛けて操船し，レーダーを6海里レンジのコースアップで，GPSプロッターを8海里レンジでそれぞれ作動させ，同レンジのGPSプロッターで黄島南西方沖合の浅所等を詳細に見る

ことができないまま立島西方沖合への直行針路を確認し、03時24分半僅か前黄島灯台から215度（真方位，以下同じ。）1.85海里の地点で、針路を009度に定め、機関を回転数毎分1,700にかけ、11.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a1受審人は、美漁島西方沖合の浅所が正船首1.03海里のところとなり、その後同浅所に向首接近する状況であったが、これまで同様に支障なく航行できるものと思い、GPSプロッターを拡大表示にして美漁島西方沖合の浅所との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに続航した。

こうして、a1受審人は、美漁島西方沖合の浅所に向首進行し、03時30分黄島灯台から242度1.03海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船首下部に圧壊を生じ、のちに修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、黄島南西方沖合において、操業を終えて新奈留漁港に帰航する際、船位の確認が不十分で、美漁島西方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a1受審人は、夜間、黄島南西方沖合において、操業を終えて新奈留漁港に帰航する場合、美漁島及び同島西方沖合の浅所の存在を知っていたから、同浅所に向首進行することのないよう、GPSプロッターを拡大表示にして美漁島西方沖合の浅所との位置関係を確認するなど、船位

の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，これまで同様に支障なく航行できるものと思い，船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により，美漁島西方沖合の浅所に向首接近する状況に気付かずに乗揚を招き，船首下部に圧壊を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては，海難審判法第 3 条の規定により，同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 2 月 1 日

長崎地方海難審判所

審判官 覺 前 修